

平成15年度第3回 国土交通省大臣官房官庁営繕部入札監視委員会  
議事概要

開催日及び場所	平成15年12月25日(木)		官庁営繕部会議室
委員	委員長 委員代理 委員	沖塩 荘一郎 谷口 汎邦 小川 光吉 神田 良 宮本 健蔵	(東京理科大学名誉教授) (東京工業大学名誉教授) (情報処理推進機構監事) (明治学院大学経済学部教授) (法政大学法学部教授)
抽出案件			(備考)
	工事〔小計〕	3件	
	一般競争	0件	
	公募型及び工事 希望型指名競争	1件	
	指名競争	1件	
	随意契約	1件	
	コンサルタント業務	1件	
	PFI事業	1件	
	合計	5件	
	意見・質問	回答	
委員からの意見・質問、それに対する国土交通省の回答等	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし		

委員	国土交通省
<p><b>1. 指名停止等の運用状況について</b>  工事とあまり関係のないような業務内容であっても独禁法違反があった場合には、指名停止となるのか。</p> <p><b>2. 抽出案件の審議</b>  <b>(1) 公募型指名競争入札</b>  <b>【国立医薬品食品衛生研究所筑波試験場生物遺伝資源研究棟建築工事】</b>  本工事は、「競争性を高めた公募型指名競争入札」の試行工事ということであるが、競争性を高めるために工夫した点はどこか。</p> <p><b>(2) 指名競争入札</b>  <b>【国土地理院特殊廃水処理施設棟その他改修(03)建築工事】</b>  入札結果をみると、落札金額の倍の価格で入札しているところもあるが、これほど差がつくものなのか。</p> <p><b>(3) 随意契約</b>  <b>【気象研本館改修(03)機械設備その他工事】</b>  技術者の配置については、基準があるのか。受注者にとって、技術者の人件費は大きな費用負担となっているのではないか。</p> <p><b>(4) コンサルタント業務 随意契約</b>  <b>【平成15年度建築保全業務労務単価策定資料作成業務】</b>  関係公益法人が受注していることに対する見解如何。</p>	<p>独禁法違反による指名停止は、業者が行う業務について同法違反があったときに行うものである。この場合の業務とは、当該業者の業務全般を指すものであり、営繕部に建設業者として登録されていれば、建設業以外の業務において独禁法違反があった場合でも指名停止となる。</p> <p>通常の公募型指名競争入札に比べ、技術審査での評価項目数を減らし、施工実績と技術者評価のみにした。また、営繕部の基準によれば、通常の公募型指名競争入札の場合は技術審査で10者程度に絞ることとなるが、本工事ではこの制限をなくし、欠格要件に該当しない限りはすべての者が入札に参加できることとし、競争性を高めたことである。</p> <p>施設の屋根の張り替えがあるので、この工事に関する作業者の配置、工期等についての見積の考え方に違いがあったのではないか。</p> <p>法令に従って配置を求めている。これに関しては業界からハードルを低くして欲しいといった要望もあるが、建設工事における品質の確保という重要な使命から重きを置いて規定しているところ。そうした中で工事の種類によっては、技術者を専任する期間を絞るといった対策を講じたりしている。</p> <p>保全業務には多種多様な技術者区分があり、建築保全業務共通仕様書及び同積算基準に関する十分な知識がないとこの業務には対応できない。特に、調査対象企業からの質問等に対する適切な対応が必要。現状において公的に保全業務及び保全業務労務単価に関する調査研究を体系的に行っている法人はここしかないことから、この法人に発注することが適当であったと考えている。</p>

今後の受注継続についての見解如何。

**(5) PFI事業 一般競争入札  
【中央合同庁舎第7号館整備等事業】**

基礎点と加算点の得点の割合が事業者の選定結果を左右すると思うが、この割合についての考え方如何。

第2次審査において、「事業計画・民間収益施設」の加点を125点、「施設整備・維持管理・運営」の加点を175点としているが、ここの配点についての考え方如何。

配点の高い項目において、委員による得点の差が大きい場合、その得点差が選定結果に大きな影響を及ぼすことが考えられるが、この点についての見解如何。

事業期間について、庁舎と民間収益施設とで異なっているのは何故か（庁舎は19年間、民間収益施設は30年間）。

今後、民間等においても、本業務に関わる十分な能力を持つ者が育ってきたと判断した場合には、当然競争に付していくべきものであると考えている。

今回は規模の大きな事業であり、技術的な工夫によってもそれほど大きな価格差は生じないと考えられたため、基礎点を700点、加算点を300点とした。

この割合をどのようにするかということは、提案の善し悪しをどの程度評価するかといった要素が、丁度いいバランスになるように事業ごとに考えていくべきものだと考えている。

「中央合同庁舎第7号館整備等事業総合評価審査委員会」（以下(5)において、「審査委員会」という。）において、配点の内訳をご検討頂いたものであり、価格に換算できる客観的な評価項目を設定し配点するという考え方に基づくものである。

そうした場合のばらつきについて、審査委員会でも委員が互いに調整するべきかどうか議論があった。今回は、得点の内訳を委員個人ごとに公表し、外部からの監視をもって透明性を確保していくこととしたが、これは今後の重要な研究課題だと考えている。

庁舎の事業期間が19年間というのは、設計・建築で4年間、維持管理を大規模改修が起らない期間ということで15年間と設定したもの。民間収益施設については、事業者へのインセンティブの付与、民間収益施設の事業の安定性確保のためにもなるべく長期間にしたほうが良いと考え、国有財産法上の貸し付けの最大期間である30年としたものである。

(再苦情処理について)

・今回は無かった旨、国土交通省より報告。